

2025（R7）年税制改正（個人所得税 2）

前回に引き続き、2025（R7）年度の税制改正の個人所得税について紹介いたします。今回は個人所得税の配偶者控除（＋配偶者特別控除）と新設された特定親族特別控除について紹介します。

配偶者控除（＋配偶者特別控除）の見直し

前回ご紹介した基礎控除と給与所得控除の引き上げにより、配偶者控除（＋配偶者特別控除）の配偶者自身の合計所得（年収）上限等が改正されました。 ※控除額は納税者本人の合計所得に応じて最大 38 万（※控除額及び納税者本人の合計所得（年収）区分の改正はありません）

配偶者控除： いわゆる「103 万円の壁」は年収上限が 103 万円から 123 万円

配偶者特別控除： 配偶者控除に合わせた所得要件の一部改正

配偶者の区分	所得要件（給与収入の場合の収入金額）	
	改正前	改正後
同一生計配偶者	48万円以下（103万円以下）	58万円 以下（ 123万円 以下）
配偶者特別控除の対象配偶者		
満額適用	48万円超～95万円以下 （103万円超～150万円以下）	58万円 超～95万円以下 （123万円 超～160万円以下）
所得に応じて逡減	95万円超～133万円以下 （150万円超～201.6万円未満）	95万円超～133万円以下 （160万円 超～201.6万円未満）
控除無し	133万円超（201.6万円以上）	133万円超（201.6万円以上）

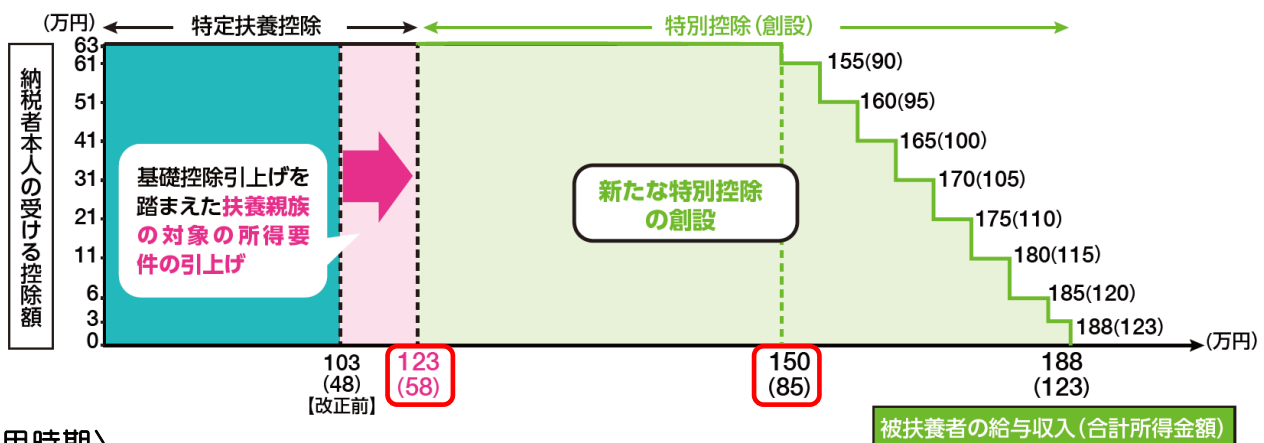
特定親族特別控除の創設

従来の特定扶養控除（63 万円）では、その適用を受ける被扶養親族が給与収入 103 万円（所得 48 万円）を超過すると、段階を経ずに親等（納税者本人）が控除適用できない仕組みでした。

今回、基礎控除の引き上げに応じた改正と、従前制度の不合理の解消のため「特定親族特別控除」を創設し、19 歳以上～23 歳未満の被扶養親族の給与収入が 150 万円（合計所得 85 万円）までは従前と同様に 63 万円の控除を受けられ、所得が 85 万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逡減する制度になります。

【新たな控除のイメージ】

※財務省の税制改正資料より引用・追加



〈適用時期〉

上記の各改正は、2025（R7）年 11 月までの源泉徴収事務に変更はなく、12月に行う年末調整の際に精算します。

@ 7 月の予定

7/10・6 月分源泉所得税

・住民税の特別徴収税額納付期限

7/31・5 月決算法人の確定申告

・2, 8, 11 月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

